

【休業が回復した場合】

健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（特例）

厚生年金保険 70 歳以上被用者月額変更届（特例）

【手続概要】

この届出は、①令和 4 年 8 月から令和 4 年 12 月までの間に新たに休業により報酬が著しく下がった方の特例改定、または②令和 3 年 6 月から令和 4 年 5 月までの間に休業により著しく報酬が下がり特例改定を受けている方の特例による令和 4 年の定時決定、いずれかを受けた方が、休業が回復し、以下の要件を満たした場合に事業主が届出を行います。

【休業が回復したことによる随時改定の要件】

以下の 1 及び 2 の要件を満たした場合は、届出により、休業が回復した月の翌月から標準報酬月額を改定します。

- 1 次のいずれかに該当し特例による標準報酬月額の改定または決定が行われている方
 - ① 令和 4 年 8 月から令和 4 年 12 月までの間に新たに休業により報酬が著しく下がったことにより、標準報酬月額の特例改定を受けている方
 - ② 令和 3 年 6 月から令和 4 年 5 月までの間に休業により著しく報酬が下がり特例改定を受けている方のうち、令和 4 年 8 月に支払われた報酬にて定時決定の保険者算定の特例を受けている方
- 2 休業が回復した月の報酬総額を基にした標準報酬月額が、特例改定により決定した標準報酬月額と比較して 2 等級以上上がる方

【届出の対象となる期間】

令和 5 年 7 月まで（令和 5 年 8 月の随時改定まで）に、休業が回復したことによる随時改定の要件に該当した場合は、事業主が届出を行います。

※ 「休業が回復した月」とは報酬支払の基礎となった日が 17 日（特定適用事業所に勤務する短時間労働者は 11 日）以上であるという条件を満たす必要があります。

そのうえで、休業が回復した月の報酬総額を基にした標準報酬月額が、2 等級以上上がる、という条件を最初に満たした場合のみが対象となります。

※ 令和5年7月までに、休業が回復したことによる随時改定の要件に該当しない場合は、令和5年の定時決定で標準報酬月額を見直します。令和5年の定時決定において、令和5年4月から6月までのいずれの月も支払基礎日数が17日（短時間就労者は15日、特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日）未満の場合は、特例改定前（令和2年4月から令和4年12月までを急減月とした特例改定を受け続けている場合は、当該改定の前）の標準報酬月額により決定します。

【記載方法等】

- 1 被保険者月額変更届（特例）【休業が回復した場合】により、
 - ・「④ 改定年月」欄については、休業が回復した月の翌月（「⑦ 昇（降）給」欄の翌月）
 - ・「⑦ 昇（降）給」欄については、休業が回復した月（「⑨ 給与支給月」欄に記載した月と同じ月）
 - ・継続した3か月の各月の報酬月額等を記載する欄のうち一番下の月（3か月目）の欄のみに、休業が回復した月に係る報酬月額等
 - ・「⑯ 修正平均額」欄については、「⑬ 合計」欄に記載の金額と同じ額を記載してください。

ただし、休業が回復した月に遡及分の支払があった場合は、⑧に遡及支払額をご記入のうえで、⑯には遡及支払額を除いた額をご記入ください。

※ 通常の月額変更届と様式が異なりますので、ご注意ください。

- 2 被保険者月額変更届（特例）【休業が回復した場合】には、令和4年9月以降の標準報酬月額について新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の特例改定を受けている方で、休業が回復した方の届出のみ記載してください。

※ この届書には、添付書類は必要ありません。

【提出先】

管轄の年金事務所

※ 年金事務所において受付、審査等を行います。通常の月額変更届・算定基礎届と提出先が異なりますので、事務センターへ郵送しないようご注意ください。

【提出方法】

郵送（または窓口持参）または電子証明書を利用した「e-Gov」からの電子申請

※ G ビズ ID を利用した電子申請、電子媒体による申請には現時点では対応していませんので、ご注意ください。